ゼロカーボン北海道空知地方推進本部設置要綱

第１　目的

2050 年までに温室効果ガス排出量と森林等による吸収量の均衡を図りながら、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、地域の実情に合わせた取組を局内関係課が機動的に連携して進めるため、ゼロカーボン北海道空知地方推進本部（以下「空知地方推進本部」という。）を設置する。

第２　所掌事務

空知地方推進本部は、地域のゼロカーボンに関する次に掲げる事項を所掌する。

⑴ 地域の取組の把握
⑵ 相談対応
⑶ 支援策等の窓口業務
⑷ 局内の事務事業における脱炭素の取組
⑸ 地域取組の発掘・プロジェクト化促進
⑹ その他地域のゼロカーボンの推進のために必要な事項

第３　構成

１　空知地方推進本部は、本部長、副本部長及び本部長が指定する者をもって構成する。
２　本部長には局長を、副本部長には副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）をもって充てる。

第４　運営

１　会議は本部長が召集し、これを主宰する。
２　本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第５　事務局

空知地方推進本部の事務局は、空知地域ゼロカーボン推進室に置く。

第６　時限

空知地方推進本部は、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、その設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、空知地方推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月３０日から施行する。

この要綱は、令和４年６月２２日から施行する。